

令和3年7月吉日

施工者 川口土建・埼玉特定建設工事共同企業体

## 新庁舎立体駐車場ほか建設工事のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度 新庁舎立体駐車場建設工事を着手する運びとなりました。

工事に際しましては、ご近隣の皆様方へのご迷惑を極力少なくするよう努力致しますと共に、安全対策には細心の注意を払い万全を期す所存でございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 工事概要

工事名称：新庁舎立体駐車場ほか建設工事のうち建築工事

工事場所：川口市青木2-1-1

工事期間：令和3年6月25日～令和5年3月3日まで

発注者：川口市長 奥ノ木 信夫（担当部）川口市 理財部 新庁舎建設課

施工者：川口土建・埼玉特定建設工事共同企業体

代表構成員：川口土木建築工業株式会社 TEL：048-224-5111（本社）

構成員：埼玉興産株式会社 TEL：048-224-3494（本社）

工事内容：既存駐車場棟解体工事（石綿含有建材撤去共）及び新庁舎立体駐車場建設工事

#### 2. 作業時間及び休日

(1)作業時間は、午前8時から午後6時までと致します。但し、作業開始前の準備作業及び作業終了後の片付け及び清掃に要する、前後30分程度は上記時間に含まれません。

※重機作業及び解体工事等の音出し作業につきましては、午後5時迄といたします。

(2)日曜日及び祝日は原則として作業休止日と致します。年末年始・GW・夏季休暇につきましては、作業所お知らせ看板に掲示いたします。なお、土曜日は作業を行います。

(3)下記作業につきましては作業時間外に行う場合があります。

- ・コンクリート打設及びコンクリート押さえ」左官工事等の中断の難しい作業
- ・緊急時の防災作業
- ・騒音及び振動の伴わない内装及び軽作業

※事前にお知らせ看板等に掲示しお知らせいたします。

（但し、緊急を要する作業については事前にお知らせできない場合がございます。）

#### 3. 騒音・振動対策ほか公害防止

(1)工事に於いて騒音規制法ならびに振動規制法そのほか関係法令を遵守し、近隣の皆様方に極力ご迷惑をお掛けしないように努めます。

#### 4. 安全管理

防火・防犯・衛生・風紀等のトラブルを起こさないよう万全を期することはもとより、ご近隣の皆様方および第三者に対する危険を防止するため、敷地周辺に仮囲い（H=3m）を設置し、工事中の建物の外周にはシート等を施し、解体工事中は散水を実施するなどし、粉塵等の飛散防止および落下防止に努めます。

##### (1)交通安全などについて

- ・工事車両の出入口には、適宜交通誘導員を配置し、歩行者・通行車両の安全確保のための誘導・監視を行います。
- ・工事車両の運行については、所轄警察の指示を遵守し、安全運転を励行します。
- ・敷地周辺の道路には、工事車両・工事関係者が使用する車両を違法駐車させないように致します。

##### (2)清掃について

- ・本工事に伴い、敷地周辺にゴミ・資材破片・土砂等が落ちないように留意すると共に汚した場合にはその都度清掃を行います。

##### (3)現場の風紀対策について

敷地内に、作業員宿泊施設は設置致しません。また、作業員の風紀については十分に留意し、作業員がご近隣の皆様方に不快な念を与えないよう厳正に指導を致します。

#### 5. 石綿（アスベスト）除去対策

解体する旧本庁舎駐車場棟において、石綿含有建材及び石綿含有保温材が確認されましたので、除去工事を建物解体工事前に実施いたします。

除去工事では、大気汚染防止法等の作業基準を厳守し、環境監視を十分に行い、安全管理の徹底を図ります。

#### 6. 近隣建物の保全

工事にあたりましては、ご近隣家屋などに損傷を及ぼさないよう工事方法に万全を期しますが、万一本件工事に起因して建物等に損傷を与えた場合は協議の上、誠意を持って対応いたします。

※上記概略をご説明しましたが、お気づきの点は下記までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

【連絡先】 川口土建・埼玉特定建設工事共同企業体  
川口市本町4丁目11番6号  
TEL 048-224-5111（代表）

以上